

## 令和6年度 魚沼市奨学生募集要項

学業意欲が高いにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な学生に奨学金を貸与します。

### 1 採用予定人数 40人程度

### 2 申込資格

(1) 魚沼市に1年以上前から住所を有する保護者の子どもとし、次の各号の国内の学校等に進学を希望又は在学している方。

- ① 大学、短期大学（学校教育法に定めるもの。）
- ② 専修学校専門課程（学校教育法に定める、修業年数2年以上の学校に限る。）
- ③ 高等学校、中等教育学校（後期）、高等専門学校（以下「高等学校等」という。）
- ④ その他、市長が認める学校等

(2) 大学、短期大学及び専修学校への進学を希望の方は、高等学校等における**第1学年から第3学年の2学期まで（前・後期制の場合は、前期まで）の学習成績の評定を、**全履修科目について平均した値が3.0（5段階評価）以上であること。（高等学校卒業程度認定試験合格者は除く。）

大学、短期大学、専修学校に在学している方は、申請時までの**在学校の成績で、**良以上又はB以上が全履修科目数の50%を超えること。

なお、大学、短期大学、専修学校に在学している方で、在学校の成績証明が得られない場合は、卒業した高等学校等の在学時の学習成績の評定を、全履修科目について平均した値が3.0（5段階評価）以上であること。

(3) 本人（奨学生）と生計を一にする世帯員の1年間の認定所得金額が、別紙「共通事項」別表1の所得基準額以下であること。

(4) 日本学生支援機構第一種（無利息）（※）、新潟県及び他の公共団体の奨学金の予約奨学生として採用決定されていない方及び同団体等の奨学金を現に受けていない方。（申込時期が重なるものについての重複申込はやむを得ないが、どちらも採用決定された場合は、いずれか一方を辞退すること。）（※）**第二種奨学金（利息付）は魚沼市奨学金と重複しての借入れが可能です。**

(5) この奨学金と魚沼市ふるさと回帰育英奨学金の併願申請は可能ですが、奨学金と育英奨学金を併せて借り入れることはできません。

(6) この奨学金と、魚沼市健康増進課地域医療係が募集する「魚沼市医師等修学資金」の併願申請は可能ですが、奨学金と修学資金を併せて借り入れることはできません。

### 3 奨学金の貸与月額及び利息

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 大学、短期大学、専修学校 | 50,000円（無利息） |
| (2) 高等学校等        | 20,000円（ 〃 ） |

### 4 貸与期間

令和6年4月から、入学した学校等の最短修業年限の終期までとする。

## 5 提出する書類

◇下記(2)～(7)は、魚沼市ふるさと回帰育英奨学金と共通書類です。併願申請する場合、共通書類は2種類の奨学金貸与申請に対し1通を提出してください。

(1) 魚沼市奨学金貸与申請書

(2) 成績証明書(本人開封無効)(※「2 申込資格(2)」を参照)

※高校3年生が申請する場合は、第3学年の2学期までの成績証明書が必要です。

高等学校等へ進学又は在学の場合は不要。

高等学校卒業程度認定試験(旧大検)合格者は、合格成績証明書(科目免除を受けている場合は、免除を受けた科目の成績証明書)

(3) 住民票謄本(世帯員全員が記載されているもの。本籍表示不要、続柄は記載のこと。)

※市民課(本庁舎1階)、北部事務所、北部事務所入広瀬分室の窓口で発行します。発行手数料1通300円と窓口に来られた方の本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

(4) 所得額等証明書(本人と生計を一にする世帯員のうち証明を得られる全員のもの)

なお、保護者が単身赴任等で魚沼市の証明が得られない場合は、別にその保護者の所得を証明する書類が必要になります。

別紙1「所得額等証明書」に必要事項を記入の上、下記各窓口で証明を受けてください。

※税務課(本庁舎1階)、北部事務所、北部事務所入広瀬分室の窓口で発行します。発行手数料1通300円と窓口に来られた方の本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

(注) 令和5年1月以降に新たに就職又は転職した場合は、令和5年分の「給与等支払(見込)額証明書」(別紙3)をあわせて提出してください。

(5) 卒業証明書又は卒業見込証明書

(6) 合格通知書等の合格、入学を証明できる書類の写し(申請に間に合わない場合は、後日、発行になってからの提出可)。在学中の場合は在学証明書

(7) 控除額算出表(別紙2)(該当のある場合)

※高等学校の(2)成績証明書及び(5)卒業見込証明書については、「調査書」の提出に代えていただいても構いません。ただし、第3学年の2学期までの成績が記載されていることと、令和6年3月に卒業見込みであることが記載されている必要があります。

## 6 申込期間

令和5年12月11日(月)から令和6年1月19日(金)まで

## 7 提出先

教育委員会事務局 学校教育課(本庁舎3階)、北部事務所、北部事務所入広瀬分室のいずれかの窓口へ提出してください。

## 8 採用候補者の内定

(1) 採用候補者は、2月末までに内定し通知する予定です。

採用候補者に内定されても、5(6)の合格通知書等が後日提出され、対象学校でないことが判明した場合などは、採用になりません。

- (2) 申請者が多数の場合は、申込有資格者の中から、認定所得金額を世帯員数で除した値の少ない方を上位として採用していきます。よって、申込資格をすべて満たしていても、採用にならない場合もあります。
- (3) 本人の兄弟姉妹が魚沼市奨学金（旧町村貸与分を含む）の貸与を受け、返還期間中で、その返還金に滞納がある場合、本人が申込有資格者であっても採用できませんので注意してください。

## 9 貸与決定

採用候補者は、合格校に入学が決定すると採用決定されます。3月末までに貸与決定通知を送付します。

他団体の奨学金貸与（2申込資格(4)、(5)及び(6)参照）が決定した場合や進学を断念される場合は、速やかに連絡をお願いします。

## 10 借用証書の提出と連帯保証人

奨学金貸与を受ける際に、「奨学金借用証書」を提出していただきます。本人及び連帯保証人2人の自署と、連帯保証人は実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

連帯保証人のうち1人は保護者とし、他の1人は、原則として魚沼市内に住所を有し、連帯保証人である保護者と世帯を別にし、独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有する65歳未満の方とします。（申請書への記入は必要ありません。）

必要な書類については、貸与決定通知時に提出のお知らせを同封します。

## 11 奨学金の貸与時期

入学後（在學生は進級後）に学校から発行される在学証明書等を提出いただき、貸与を開始します。

毎月25日に貸与しますが、毎年4月分は5月分とあわせて5月25日に貸与します。（金融機関の休日にあたる場合は、直前の営業日）

## 12 奨学金の返還について

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

返還は貸与終了年の12月から開始されます。返還方法は「年賦（12月返還）」と「半年賦（6月と12月返還）」があり、貸与終了後、いずれかを選択します。返還年数は10年間とします。

ただし、途中退学した場合は、原則として直ちに一括で返還していただきます。

\*返還参考例\*

■ 4年制大学で4年間貸与を受ける方の場合

※返還年数10年

貸与月額	50,000円	貸与総額	2,400,000円	半年賦 6・12月	120,000円/1回（返還回数20回）
				年賦 12月	240,000円/1回（返還回数10回）

■高等学校等で3年間貸与を受ける方の場合

※返還年数10年

貸与月額	20,000 円	貸与総額	720,000 円	半年賦 6・12月	36,000 円/1 回 (返還回数 20 回)
				年賦 12月	72,000 円/1 回 (返還回数 10 回)

13 魚沼市ふるさと回帰育英奨学金について

市の発展に寄与する人材育成を図ることを目的に、学業意欲が高く、将来魚沼市で居住する意思があり、かつ、経済的理由により就学困難な学生を対象に、魚沼市ふるさと回帰育英奨学金制度を令和3年度より開設しています。

卒業後、条件を満たした場合に、育英奨学金返還金の免除を受けることができます。

魚沼市奨学金と併願申請することは可能ですが、奨学金と育英奨学金を併せて借り入れることはできません。

詳しくは、「令和6年度 魚沼市ふるさと回帰育英奨学生募集要項」をご覧ください。

14 問い合わせ先

〒946-8601 魚沼市小出島910番地 (本庁舎3階)

魚沼市教育委員会事務局 学校教育課 奨学金担当

電話：(025)793-7452 FAX：(025)792-1261

E-mail [gakkokvoiku@city.uonuma.lg.jp](mailto:gakkokvoiku@city.uonuma.lg.jp)